

学校いじめ防止基本方針(27.7月改訂版)

静岡県立静岡聴覚特別支援学校

1 基本的事項

(1) いじめの定義

幼児児童生徒に対して、それらと一定の人的関係のある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった者が心理的苦痛を感じているものをいう。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。
- 「心身の苦痛を感じているもの」という要件を、限定的に解釈しない。
 - ・いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々ある。
 - ・そのため、いじめられた幼児児童生徒の主観確認と共に、行為の起こったときの客観的確認（周辺状況等）が必要である。
- いじめの認知は、特定の教職員だけではなく、「学校におけるいじめ防止等のための組織」を活用して行う。
- 具体的な「いじめの態様」は、以下のものがある。

- ◇冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◇仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◇軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◇金品をたかられる。
- ◇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◇嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- 「いじめ」の中には、警察と連携・対応をとることが必要なものもある。
 - *「犯罪行為」として取り扱われるべきと認められるもの。
 - *幼児児童生徒の生命、身体及び財産に「重大な被害」が生じるもの。

(2) いじめの理解

「いじめ」は、どの子にも、どの学校でも起こりうるものである。とりわけ、いやがらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、被害者にも加害者にもなりうるものである。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、複数のものから集中して行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」へと発展し、生命や身体に重大な危険を生じることがあるということを十分理解しておく必要がある。

本校の幼児児童生徒は聴覚障害をもつため、通じ合わない場合に何度も繰り返し言うことを求められたり、きつい表情で言い返されたりというコミュニケーション障害からくる誤解があることもある。また確実に話の内容を受け取ることができず、言っていないことを言われたと勘違いして「いじめられた」と感じるということもあるので、その事案があったときの状況や経緯を丁寧に吟味していくことも必要である。

(3) いじめの基本的な考え方

ア いじめの防止

「いじめは、どの子どもも、どの学校でも起こりうる」ことを踏まえ、根本的ないじめの問題克服のためには下記が重要かつ必要である。

- 「全ての幼児児童生徒」を対象としたいじめの未然防止
 - 「心の通う対人関係」を構築できる社会性を育むこと
 - 「いじめ」を生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組
- 学校においては、教育活動全体を通じて、以下について行っていく。

全ての幼児児童生徒を対象としたいじめの未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての幼児児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。 ○いじめの背景にある「ストレス」等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。 ○全て幼児児童生徒が「安心」でき、「自己有用感」や「充実感」を感じられる学校生活づくり。
心の通う人間関係を構築する能力の素地	○幼児児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など。
いじめを生まない土壌	○いじめの問題への取組の重要性について関係外部機関に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進する。

イ いじめの早期発見

いじめの「早期発見」は、いじめへの「迅速な対処」の前提であり、全ての大人が連携し、幼児児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。早期発見のために、以下の4点に留意する。

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持つ。
- ② いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- ③ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
 - ・児童生徒用アンケート
 - ・保護者からの電話相談窓口の周知
 - ・教職員が気になる事案を発見した場合のシステムチックな情報収集

- ④ 地域、家庭と連携して幼児児童生徒を見守る。

ウ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを幼児児童生徒やいじめを知らせてきた幼児児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる者に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。

また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関と連携する。

エ 家庭や地域との連携

社会全体で幼児児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域・家庭と連携する。具体的には、PTA役員会等でいじめの問題について協議する機会を設けたり、地域の学校関係機関に加わってもらった学校評議員会の中で、地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、「より多くの大人が、子どもの悩みや相談を受け止める」ことができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していく。

オ 関係機関との連携

学校や教育委員会においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）との適切な連携する。

警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

*教育相談の実施に当たり、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図る。

2 いじめ対策のための組織

「いじめ防止対策推進法（下記）」の第22条にもとづき、「いじめ防止等の対策のための組織」を下記のとおり設置する。また、学校による指導が十分に効果を得られない場合は、家庭・地域及び関係機関との連携も行っていく。

委員会名	構成員
いじめ防止等対策委員会	① 生徒支援委員会…校長、◎教頭、部主事、 生徒指導課長、教務課長、 ② 学校医（内科）にも参加していただく。
家庭・地域との連携	③ PTA役員会…PTA会長、副会長、理事
関係機関との連携	④ 必要に応じて、臨床心理士、医療機関、警察、児童相談所等と連携する。

地方公共団体	いじめ問題対策連絡協議会	地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くこと
--------	--------------	--

		ができる。【第14条①】
	教育委員会の附属機関	教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするための必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができる。【第14条③】
学 校	いじめ防止等の対策のための組織	学校は、当該学校がいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有するその他の学校関係者によりいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。【第22条】
重大事態発生時	学校又は学校の設置者の置く調査組織	学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し、及び当該重大事態と同種の事の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票に使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。【第28条①】
	附属機関 公立：地方公共団体の長 私立：都道府県知事	報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて行う等の方法により、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。【第30条②、第31条②】

3 いじめの防止のための対策

「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という事実を踏まえ、全ての幼児児童生徒を対象に、「いじめに向かわせない」ための未然防止に取り組む。学校全体で以下のとおり取り組む。

<p>① 幼児児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。</p> <p>② 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。</p> <p>③ 教職員の言動が、幼児児童生徒を傷つけたり、他の幼児児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。</p>	<p>対策</p> <p>☆生徒指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不適切な言動に対する一貫性のある指導 ・ 心の教育（思いやりの心の育成、幼児児童生徒同士の絆づくりなど）の継続的な実施 ・ 主体的な児童会・生徒会活動の充実 （例：「優しい表情・優しい言葉」週間、「言葉遣いに気をつけよう」週間） <p>☆保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題や心の育ちに関するPTAと学校との懇談会の実施 ・ スクールカウンセラーの活用 <p>☆職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ問題にかかわる職員研修の実施 ・ 幼児児童生徒のサインや心の健康問題にかかわる職員研修の実施
--	--

4 いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささ

いな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

そこで、早期発見のために、以下のとおり学校全体で取り組む。

<p>○日頃から幼児児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、幼児児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。</p> <p>○学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。</p>	<p>対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒を対象とした定期的なアンケートや個別面談(学期ごと)の実施 ・ ヘルプポスの設置 ・ 幼児児童生徒のサインへの気付きと対応 ・ 児童生徒や保護者からの相談や訴えに対する丁寧かつ組織的な対応の充実
---	---

5 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児・生徒を守り通すとともに、加害児・生徒に対しては、その人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。幼児児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた幼児児童生徒やいじめを知らせてきた幼児児童生徒の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止等対策委員会)」に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係幼児児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・児・生徒の保護者に連絡する。

学校や学校の設置者が、いじめる幼児児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒等を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめられた幼児児童生徒又はその保護者への支援

<p>① 事実関係の聴取</p>	<p>○いじめられた幼児児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている幼児児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊</p>
------------------	---

	感情を高めるよう留意する。 幼児児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
② 保護者への連絡	○家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。 いじめられた幼児児童生徒や保護者に対し、「徹底して守り通すこと」「秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。 ○事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
③ 支援体制	○いじめられた幼児児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた幼児児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。 ○いじめられた幼児児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、環境の確保を図る。 ・必要に応じていじめた幼児児童生徒を別室において指導する ・状況に応じて出席停止制度を活用する
④ 関係機関との連携	○応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。 ○いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。 ○また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた幼児児童生徒への指導又はその保護者への助言

① 事実関係の聴取	○いじめたとされる幼児児童生徒からも事実関係の聴取を行う。 ○いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
② 保護者への連絡	○事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。 ○事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
③ いじめた生徒への指導	○いじめた幼児児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。 ○いじめた幼児児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、幼児児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。 ○いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や

	<p>警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。</p> <p>○教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童生徒等に対して懲戒を加えることも考えられる。</p> <p>ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。</p>
--	--

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた幼児児童生徒に対しても、「自分の問題」として捉えさせる。

- ① たとえ、「いじめを止めさせる」ことはできなくても、「誰かに知らせる勇気」を持つよう伝える。
- ② 「はやしたてる」など同調していた生徒等に対しては、それらの行為はいじめに「加担する行為」であることを理解させる。
- ③ 学級全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、

- ・加害児・生徒による被害児・生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、
- ・被害児・生徒と加害児・生徒を始めとする他の幼児児童生徒との関係の修復を経て、
- ・双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出す・・・ことをもって判断する。

※全ての幼児児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、「被害の拡大」を避けるため、直ちに削除する措置をとる（違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりするようプロバイダに求める）。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童生徒等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の発見と調査

ア 重大事態とは

- ・いじめにより、「児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」があると認めるとき。

(児童生徒等が自殺を企図した場合等)

- ・いじめにより児童生徒等が「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査)

- ・児童生徒等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。
(重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる)

イ 調査主体 学校の設置者又は学校

ウ 調査を行うための組織

- ・この組織は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・学校の設置者が調査主体となる場合：公立学校の場合、第14条第3項の附属機関を調査組織とすることが望ましい。この附属機関は平時からの設置が望ましい
- ・学校が調査主体となる場合：学校に置かれた「いじめの防止等の対策のための組織」を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

- ・学校の設置者・学校の、たとえ不都合なことがあったとしても事実にはっきりと向き合おうとする姿勢が重要

A いじめられた児童生徒等からの聴き取りが可能な場合	いじめられた児童生徒等や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施。
B いじめられた児童生徒等からの聴き取りが不可能な場合	当該児童生徒等の保護者の要望・意見を十分に聴取

※ 自殺事案の調査は、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」を参考とする。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
- ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒等又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

イ 調査結果の報告

① 児童生徒等・保護者への報告

- ・希望に応じて、いじめを受けた児童生徒等又はその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

② 再調査と、その結果を踏まえた措置等

- ・再調査は、職能団体や大学、学会からの推薦等により専門的知識及び経験を有する第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒等及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任がある。
- ・再調査の結果を踏まえた必要な措置を講ずる。